

## 1 これまでの経緯

国	高知県
いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)	
いじめ防止等のための基本方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)	高知県いじめ防止基本方針 (平成26年3月策定)
「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」 (平成28年11月 いじめ対策協議会)	高知県いじめ防止基本方針の見直しについての協議 (平成28年度第2・第3回高知県いじめ問題対策連絡協議会)
	高知県いじめ防止基本方針の改定についての協議 (平成29年度第1回高知県いじめ問題対策連絡協議会)
「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について(通知) (平成29年3月16日 文部科学省)	高知県いじめ防止基本方針の改定(8月改定予定)

## 2 見直しの方向性

国が改定した基本方針を参酌するとともに、これまでの高知県のいじめ防止対策の検証と総括を踏まえたうえで、いじめの防止等のために県が実施する取組・施策を示す。

## 3 改定の主なポイント

### 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項(下線部は県の現状等をふまえた改定部分)

	目次	改定等の概要
	はじめに	<u>・学校、保護者、地域住民等は、いじめ解消や関係改善の過程をベクトルを同じくして見守り支える。</u>
1	基本方針の目的	・本基本方針が国の基本方針と学校いじめ基本方針の結節点であり、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となる。
2	いじめの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行版の欄外への記載から、本文への記載に変更。</li> <li>・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。</li> <li>・教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、これらの場合でも、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要である。</li> </ul>
3	基本方針の目標と取組の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を訴えてきた子どもやいじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を示す。</li> <li>・いじめの解消に向けた過程のなかで、子どもたちがいじめの加害、被害になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことがあってはならない。</li> </ul>
4	高知県のいじめの現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の意識の向上にともない、いじめの認知件数は前年比647件増加した。</li> <li>・いじめの態様は「冷やかす・脅し・嫌な事を言う」が最も多く約70%ある。</li> <li>・高等学校においては、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が2番目に多く17.4%である。</li> <li>・いじめの「解消」や「一定解消」は多いが、再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察を含めた継続した取組が重要である。</li> <li>・インターネット上のいじめは潜在化しやすく、把握できている件数は氷山の一角と考えることが妥当である。</li> <li>・不登校の背景にいじめに関する要因が存在する可能性があることにも十分に配慮する。</li> </ul>
5	いじめ防止等に関する基本的な考え方	
(1)	いじめの防止	改定無し
(2)	いじめの早期発見	改定無し
(3)	いじめの対処	改定無し
(4)	学校・家庭・地域の連携・協働	改定無し
(5)	関係機関の連携	改定無し

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 (★、下線部は本協議会での議論をふまえた県のいじめ防止対策の重点内容)

目次		改定の概要
<b>1 いじめ防止等のために県が設置する組織等</b>		
(1)	「高知県いじめ問題対策連絡協議会」の設置	・県教育委員会及び私立学校主管部局は、いじめ問題対策連絡協議会において関係機関との連携を通じ、重大事態の調査を行うための組織の委員を確保するよう努める。
(2)	教育委員会の附属機関の設置	改定無し
<b>2 いじめ防止等のために県が実施する施策</b>		
<b>(1) 学校が主体となって進める取組への支援</b>		
① いじめの防止		
ア	児童生徒の心を耕す教育の総合的な推進 ★	○自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進 ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する。 ○情報モラル教育の充実 ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組等を推進し、 <u>情報モラル教育の充実を図る。</u>
イ	児童生徒一人一人が持っている力を引き出す生徒指導の推進 ★	○児童生徒の主体的な活動の推進 ・児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。 ・いじめやインターネットの問題の解決に向けた取組による県内各校の児童会・生徒会活動を促進する。 ・インターネットの適正利用に関するルールづくりを含む、ネット問題の解決に向けた児童生徒の主体的活動を支援する。
ウ	教職員の資質能力の向上	○校内研修の実施の促進 ・年に複数回、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解する研修を実施する。 ・いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上、組織的な対応を図るための、SC・SSWを活用した校内研修を促進する。
② いじめの早期発見		
ア	いじめの実態把握	・学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検する。
イ	相談支援体制の整備・充実 ★	・心の教育センターのワンストップ&トータルな相談支援体制の充実を図る。 ・ <u>チーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図る。</u> ・児童生徒から活用されるような積極的な周知を行う。
③ いじめへの対処		
ア	「緊急学校支援」チーム等の派遣	・学校に対し、いじめへの対処の際に、「緊急学校支援チーム」等の支援を行うことをあらかじめ周知する。
イ	インターネット上のいじめへの対処 ★	・ <u>現行版の記載内容を、「①いじめの防止」、「③いじめへの対処」、「(3)①PTAや地域の関係団体との連携促進」のそれぞれに分けて記載。</u>
(2)	教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備	・学校指導體制の整備を推進する。 ・教職員の業務分担の軽減を図る。
<b>(3) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の促進</b>		
①	PTAや地域の関係団体との連携促進 ★	・法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設ける。 ・インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりを推進する。
②	地域とともにある学校づくり ★	・ <u>学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを促進する。</u>
③	地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくり ★	・ <u>学校支援地域本部(地域学校協働本部)等で、学校と地域の連携・協働の取組を推進し、子どもの育ちを支援する体制や、民生委員等が参画して、厳しい環境に置かれている子どもを見守る体制を構築する取組を進める。</u>
④	就学前教育におけるいじめ問題への取組の推進	・いじめの未然防止に向けた幼児期教育での取組を推進する。
(4)	市町村教育委員会との連携	改定無し
(5)	学校評価の留意点	・取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けるよう指導・助言する。
(6)	県民のいじめ問題への関心を高め正しい理解を深める取組の推進 ★	・各学校の児童会・生徒会による実践交流や協議を開催するとともに、ポスターやリーフレットの配付などにより広報啓発の充実を図る。
(7)	私立学校に対する支援	・定期的なアンケート調査等、いじめの防止等のための対策が推進されるよう支援する。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（第3 その他の留意事項は改定無し）

### 目次

### 改定の概要

## 3 いじめ防止等のために学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

①	学校いじめ基本方針の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針に基づき、組織としての一貫した対応とする。</li> <li>・学校の対応を示すことにより、加害行為の抑止につなげる。</li> <li>・学校いじめ防止プログラムの策定等、具体的な指導内容のプログラム化を図る必要がある。</li> </ul>
②	学校いじめ防止基本方針の策定にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定・見直しの検討段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得る等の連携を図る。</li> <li>・保護者や地域住民が容易に確認できるような措置を講じる。</li> <li>・入学時・各年度の開始時の児童生徒、保護者、関係機関等に対する説明を行う。</li> </ul>

### (2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

①	組織の役割【未然防止】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。</li> </ul>
	【早期発見・事案対処】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・通報を受け付ける窓口としての役割。</li> <li>・情報の収集と記録、共有を行う役割。</li> <li>・緊急会議の開催、アンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握する役割。</li> <li>・いじめであるか否かの判断を行い、指導の体制、対応方針の決定等の組織的対応の中核としての役割。</li> </ul>
	【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。</li> <li>・校内研修を企画し、計画的に実施する役割。</li> <li>・学校いじめ基本方針が機能しているかについての点検や、その見直しを行う役割。</li> </ul>
②	組織の構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を参画させ実効性のある人選とする。</li> </ul>
③	組織運営上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教職員が学校のいじめ対策の企画立案等を経験する等、組織の構成を適宜工夫・改善できる柔軟な組織とすることが有効である。</li> </ul>

### (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

①	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等の活動に取り組む。</li> <li>・人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を実施する。</li> <li>・いじめを止めさせるための行動をとる重要性の理解を図る取組を実施する。</li> <li>・特に配慮が必要な児童生徒（発達障害を含む障害のある児童生徒、外国人児童生徒等、性同一性障害や性的指向・性自認等）に対して、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施と必要な指導を組織的に行う。</li> </ul>
②	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。</li> <li>・児童生徒が自ら発信するSOSや、いじめ情報の報告の重要性に対する教職員の理解が必要である。</li> <li>・いじめ相談に対する教職員等の迅速な対応を徹底する。</li> </ul>
③	いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員は、他の業務に優先して、速やかに報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。</li> <li>・報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。</li> <li>・いじめが「解消している」とは、少なくとも次の2つの要件（ア. いじめに係る行為が止んでいること イ. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）が満たされている必要がある。</li> <li>・いじめの解消後にも、注意深い観察が必要である。</li> <li>・心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめの後遺症へのケアを行う。</li> </ul>

## 4 重大事態への対処

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

①	重大事態の発生と調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）に則って、適切に対処しなければならない。</li> </ul>
	ア 重大事態の意味	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒又は保護者からの申立ては、極めて重要な情報である可能性があるため、調査しないまま、重大事態ではないと断言できない。</li> </ul>
	エ 調査を行うための組織について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から調査を行うための組織「附属機関」を設置しておくことが望ましい。</li> </ul>
	カ 調査実施におけるその他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害児童生徒に対し出席停止の措置を行った場合には、必要な措置を講じ、立ち直りを支援する。</li> </ul>
②	調査結果の提供及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な改定無し</li> </ul>

### (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

①	再調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な改定無し</li> </ul>
②	再調査の結果を踏まえた措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な改定無し</li> </ul>